

倫理委員会規程

2021年7月14日 制定

2022年11月30日 改定

(目的)

第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）の倫理綱領の周知・啓発・運用等について審議を行うことを目的に、理事会に設置した倫理委員会（以下「委員会」という。）の任務・運営に関する事項について定める。

(委員会の理念)

第2条

委員会は、本会倫理綱領が全ての会員の理解と支持を得ること、会員の倫理綱領に沿った真摯な行動を通じて、本会が社会の信頼と期待を負託された技術者集団として発展することを支援する。

(任務)

第3条

委員会は以下のことを行う。

- (1) 倫理綱領の継続的な見直し作業
- (2) 会員への周知伝達(委員会活動の報告を含む)
- (3) 技術倫理に関する教育・啓蒙活動
- (4) その他

(構成)

第4条

委員会の構成は、以下のとおりとする。

- (1) 会長（委員長）
- (2) 副会長（副委員長）2名
- (3) 総務（主）1名
- (4) 事務局長

(権限)

第5条

委員会は、会員の学会活動を通して発生した倫理綱領に関わる事項について、必要に応じ

て理事会および他の組織に調査・報告・支援を要請することができる。

(機密の保持)

第6条

委員は、その活動で知り得た機密情報を、他に漏らしてはならない。また、それらの情報を個人的な目的のために使用してはならない。

(改廃)

第7条

本規程の改廃は、本委員会が提案し、理事会の議を経て行う。

附則

2021年7月14日 制定

2022年11月30日 改定

以上